

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第2回） 議事概要

1 日 時 平成20年2月15日（金）17：30～19：30

2 場 所 総務省第二庁舎3階 第2/第3会議室

3 出席者

廣松座長、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行
森博美法政大学教授（審議協力者）

【事務局】

高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当） 中川総務省政策統括官付調査官
安田総務省政策統括官付国際研修協力官

4 議事次第（1）行政記録情報の活用について
（2）その他

5 議事概要

（1）行政記録情報の活用について

事務局から、資料2～9に基づき、これまでの行政記録の活用方策に関する検討状況、諸外国における行政記録の活用例等に関する説明が行われた。

森博美法政大学教授から、資料10に基づき、行政情報の統計利用の意義と必要性に関する説明が行われた。

上記、の説明を踏まえ、資料1の個別論点毎に審議が行われた。各委員の主な意見は次のとおり。

《行政記録情報の活用に関する基本的な考え方》

- ・ 行政記録情報の活用の大義名分は、それにより統計の精度向上が図られ行政の質が向上することである。各府省は、当該活用により作成された統計が大きな意義を持つことを共通認識とすべきである。
- ・ 調査環境が厳しくなってきた統計の精度が確保されなくなっており、また、報告者等の負担も増加している中で、さらに高度化された統計ニーズに応えるためには、行政記録情報の統計作成への活用は必須である。
- ・ 税務記録等行政記録情報を統計作成に活用できたからといっても、必ずしもそれで統計調査を全て代替できる訳ではないが、ある段階まで行政記録情報で代替できれば、コストの削減や統計精度の向上を図ることができる。
- ・ 今後、経済センサスの実施やサービス産業統計の拡充を行うことが予定されているが、リソース

不足が問題となっている。行政記録情報の活用がリソース不足の対処法となることを期待している。

- 行政記録情報を活用することの利点としては2点考えられる。1点目は、従来埋もれたままであった行政記録情報が統計作成に活用されることによって、それを国民がチェックする機会が増え、行政の透明性が高まるということである。2点目は、行政記録情報が統計作成に活用される過程で、紙媒体で保存され未整理であった行政記録情報が磁気媒体化され整理されることにより、将来、過去の日本の経済社会を分析しようとする際に有用なものになるということである。

《統計作成に有用と考えられる行政記録情報》

- 行政記録情報の活用によって新しい統計を作成できる可能性があることに留意すべき。例えば、住民基本台帳人口移動報告も、使えるデータが増えれば年齢別、市町村別に人口移動の状況が把握できるようになり、非常に役に立つものになる。
- 既に外国で使用実績のあるものや、データの標準化が出来ている行政記録情報は有用性が高い。これで行政記録情報の利用のプライオリティがつかうのではないか。そういう意味では、税務記録は非常に有用性の高いデータであると位置づけられるだろう。
- まず国勢調査と経済センサスといった重要な統計調査への行政記録情報の活用を考えるべきであり、そうすると、住民基本台帳のデータや税務記録の活用が重要である。また、調査方法が変わると結果数値が変わるものであることから、経済センサスは第1回目から税務記録を活用できるようにすべき。
- レセプトデータも電子化を進めることが決定されているので、整備されれば有用性の高いデータとして考えられる。
- レジスターだけでなく、加工統計として利用することも重要。

《行政記録情報の活用に係る課題と対応方策》

- 行政記録情報の活用の障害となっている個別法の守秘義務の規定について、資料9の例で見ると、「秘密を漏らし、又は盗用したときは、・・・」等と規定されているが、秘密とは形式的にマル秘扱いされているものではないと考えられ、また、行政機関個人情報保護法でも相応の理由があるときは個人情報を使っても良いことになっていること等を勘案すると、行政記録情報を統計作成に活用することは法的に許されるのではないか。
- 個別法の規定振りを見ると、守秘義務は規定されているものの目的外使用は禁止されていない。ただ、その運用については、所管部局の自由裁量が大きく、それが行政記録情報の統計作成への活用の壁となっていた。個別法を改正し、統計作成のための利用を認めるようにすれば問題は解決するが、そのためには膨大な作業が必要である。
- 行政記録情報の活用に当たっては、現行の法律上の問題、技術上の問題等様々な点について検討する必要があるが、まず乗り越えるべきものは法律上の問題である。各省庁では、行政記録保有部局が行政記録情報を使って統計作成を行っているのに統計部局がその使用を許されないのは疑問。個別法の守秘義務規定がどういう意味なのか法的に詰める必要がある。必要があれば法律を変えても良いのではないか。
- そもそも「秘密」とは何か（非公知性とは何か）という問題はあるものの、少なくとも統計法に基

づく要請に応じた行政記録情報の提供は守秘義務違反には当たらないものとする。これまで守秘義務を厳格に運用しすぎたのではないか。ただし、省庁にとっては、統計部局に行政記録情報を提供することで、今後行政目的での情報を取りづらくなるのではないかという問題、また国民にとっては、提供した情報を目的外に利用されるといった心理的抵抗感の問題があり、これらを解決する必要がある。

- ・ 行政記録保有部局は、「統計作成に使われると個別の行政調査の実施に支障が及ぶ」と主張するが、そうしたことが本当にあるのかどうかきちんと検証すべき。
- ・ 住民基本台帳のデータは、特別の理由がある場合でもネットワークシステムの基本 4 情報しか利用できず、統計作成には不十分であることから、他の項目の利用可能性を検討すべき。
- ・ 税務記録では、企業情報の把握は可能であるが、事業所情報がとれないため、地域別集計が可能かどうか疑問。
- ・ 納税者と当局との間の極めて高い信頼関係の下で税務行政が成り立っていることを前提とした議論が必要。その上で、行政記録情報の統計作成への活用には、法改正を含めた守秘義務の解除の検討、活用できる行政記録の検討をすべきである。
- ・ 個人の病気や年金に関する行政記録情報の統計作成への活用は、国民感情の点から慎重に考えるべき。
- ・ 行政記録情報の統計作成への活用に当たっては、費用対効果を勘案することが重要。
- ・ 統計法の協力要請規定は、国の行政機関が統計を作成する場合しか規定していない。地方公共団体が統計を作成する場合、どのようなことを行うことができるかについて、法定受託事務の在り方等にも留意しながら考えるべき。

《民間データの活用可能性について》

- ・ POS データや IC 乗車券のように多くの民間データの電子化が進んでいるので、それらを活用する道を切り拓くべき。活用に当たり、公共財として提供してもらうか、行政機関が購入するか等の問題はあがあるが、例えば POS データについては、一橋大学での研究結果からすると有用性は明らかである。XBRL での財務データ等、近い将来あらゆる民間記録が電子化される中で、民間の電子データの活用は必須である。

(2) その他

次回の第 4 ワーキンググループ会合は 2 月 27 日（水）の 10:00 から開催することとなった。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >